

## 令和6年度 第2回 釜石市男女共同参画推進協議会開催結果

1. 日 時 令和7年3月24日（月）10:00～11:10

2. 場 所 第4庁舎3階 第7会議室

3. 出席者等 <出席委員9人>

万城目千佳代会長、市川淳子副会長、赤崎幸子委員、浦嶋博幸委員、  
小菅篤仁委員、谷藤太郎委員、山崎昭子委員、八幡亘委員、山本理悦子委員  
<市側出席者>

釜石市総務企画部長 中村 達也  
総合政策課男女共同参画室室長 菊地 美幸  
総合政策課男女共同参画室室長補佐 正木 佳恵  
総合政策課男女共同参画室主任 中畑 圭介

4. 経過・結果 次第のとおり、下記の議事について事務局から説明後、質疑応答、意見交換を行った。制度内容、導入時期について、現在検討している内容で、概ね了承された。

### 議事：釜石市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入について

【主な発言は以下のとおり】

【山本委員】資料に宣誓する際は二人でお越し下さい、と記載されている。例えば、一方が重病で、枕も上がらない状態であったり、宣誓に来ることが難しいケースも考えられるが。

【事務局】そういった場合には、事情を伺うなどして相談に応じる。基本的には二人の意思確認が必要になるので、二人で来ていただくことになる。

【市川委員】今、山本委員がおっしゃったように、具体的に制度が始まればケースバイケースでいろいろな問い合わせが出てくると思われる。ガイドブックの後ろのページに掲載しているQ&Aだけでは、取まり切れないものも出てくることが予測される。宣誓する方達だけではなく、サービスする側でも疑問点が出てくると思うので、総合的な相談窓口として男女共同参画室の対応が求められのではないか。男女共同参画室を総合的な窓口としていただければ、手続きがスムーズにいくのではないかと思う。

【事務局】宣誓手続きは男女共同参画室で受付するので、その時点で相談も受け付ける。宣誓以外の相談も一旦は男女共同参画室で話を伺い、相談内容によって、それぞれ相談先につなぐこととなる。

【市川委員】ガイドブックなので、ある程度の相談先は記載したほうがよい。

【万城目会長】宣誓が無効になった時、市のホームページで交付番号を公表することとなっているが、宣誓した際も公表するか。また宣誓を解除した時の公表は必要か。

【事務局】宣誓した段階では公表しない。宣誓の無効については、民間等のサービスを受けている場合もあるので、番号を公表することとしている。本日、民間サービスの事例について追加の資料をお配りしているが、記載されているとおり携帯電話の家族割を受ける際や生命保険の保険金受取人を指定する際に、パートナーシップ受領証を提出書類の一つとして手続きができる事業所もある。宣誓を解除した時の公表は解除したことを対外的に知らせるものとしている。

【浦島委員】受領証カードは他の市町村でも配っているものか。総務省などからの指導やモデルケースがあるのか。

【事務局】各自治体において進めているものである。県内の自治体間連携もある中で、ある程度の統一は図る必要があると思っている。

【浦島委員】マイノリティの方で、もしかしたら登録もしたくない、という人が出てきた場合、このサービスは受けられない、ということはあるか。

【事務局】そのようなことは無い。受領証等は関係性を証明するものだが、制度は利用したくないという方もいらっしゃると思う。市役所においてもこの証明を出さないからこの手続きができない、というわけではない。申請されていない方でもこれまでどおり口頭での聞き取り等で対応させていただく。

【浦島委員】行政側の説明も分かるが、申請したくない方は出てくると思う。マイノリティのマイノリティを壊さないようにしないと。今後そういった課題も出てくる。

【事務局】例えば、今でも、男女の事実婚の方がパパママ教室に一緒にいらっしゃっても受け入れしている。性的マイノリティの方々のケースについてはまだ把握していない。

【山本委員】いろいろな手続きが短縮されるといった利便性はあるのだが、それを受けける側の民間業者に対して釜石市はこういう制度をやってますよ、と例えば一般的な広報で知らせるというか、PR、啓蒙の方法は考えているか。

【事務局】今回皆様からご意見をいただいた後に、まずはパブリックコメントを実施することとしており、広報に掲載する。パブリックコメントで意見を頂戴した後に最終調整を行い、制度を開始する時には、広報、ホームページに掲載する予定である。

【市川委員】ファミリーシップに関するこだが、15歳未満の子どもへの配慮が大切だと思っている。この制度を実施するにあたり、教育機関や子育て関連施設の方にも正しい理解をしていただいたうえで、子ども達が不快な思いをしないような配慮をしていただきたい。

【事務局】この制度によって、差別的に見られたりすることが一番困ることなので、まだ具体的なものは決まっていないが、宣誓制度導入の際は、庁内においても制度説明会の開催や性的マイノリティに関する庁内研修を行い、職員の知識の醸成も図っていきたい。

【市川委員】職員の研修だけではなく、民生委員や学校関係、保護者の方などいろいろなところに裾野が広がっていけば良いと思う。いい制度だと思うので正しく理解していただくような取組を積み重ねることが大事だと思う。

【事務局】性的マイノリティに関するセミナーは、年に1回開催しているが、参加者が少ない。セミナーを利用しながら事業所の方々への周知方法についても工夫をしていきたい。

【山本委員】保健センターの入口に様々なリーフレットが置かれているが、ジェンダーのリーフレットは早々と無くなった。興味を持っている人も、関わりを持ちたい人もいるんだろうと思うので、絶え間なく入っている状態だと有難いと思う。

【八幡委員】PRチラシみたいなものを作成する予定はあるか。あれば福祉事業のイベントの際にも配布することができる。

【事務局】まだ作成していないが、事業者向け等のチラシの作成を検討したい。

【山本委員】先日、アメリカのトランプ大統領が、「世の中には男性と女性しかいない」と発言した。

【事務局】確かに戸籍の性別は男性、女性しかない現状だが、そうではない方々がいるということ、周りが理解して、こういった制度を市としてやっていくということを表明できればいいと思っている。

【万城目会長】市民の全員がこの制度を認める人達だけではない。公的に認めてくれる機関があり、心の拠り所にもなるのがこの制度ではないかと思っている。宣誓したくない方もいらっしゃるとは思うが、やはり認められたいという気持ちを持っている方々のためにも、市として考えていく事がこの制度の実現に繋がると思うので、さらに皆さんから意見を出していただいて、細かいところでも修正していくって、皆さんが出でて安心して使える制度にできたらいいと思う。

【小菅委員】話を伺う中で三つに整理した。一つは内容。内容については、皆さんの話を伺っていても、特に問題ない印象を受けている。二つ目、三つ目は運用の仕方と見せ方の部分で、皆さん運用の仕方について非常に課題を感じているのではないかという印象を持った。私も資料を見て、ここはどうなんだろうと思ったのは、先ほど、他の委員も言っていたが、このパートナーシップの宣誓を出そうか出さないか迷っている人の相談窓口ってないな、と。どこに行けばいいか、自分が申請を出すとしたら感じる部分だと思う。先ほどの話にも出していたが、マイノリティの方は言い出せないから困っている訳で、いきなり申請の予約はここです、となってしまうのはどうだろうと。前段階で申請を出そうか出さないか、制度を利用するするとどうなるか分からずの窓口がない、ということになるのでは。

【事務局】そういう相談も一旦はこちらで受けるということにしている。

【小菅委員】そうなると見せ方は少し改善が必要ではないか。いきなり宣誓の事ではなく、前段階で検討をしている方、例えばどういうメリットがあるのか、とか。細かい疑問点があった時の連絡先なども記載してほしいと思う。

【事務局】予約の前段階で迷われている方も、この予約フォームから相談していただくような記載に改める。

【小菅委員】また、運用し始めてからでいいと思うのだが、関係各所との連携の仕方について、府内の方や民間の方、いろいろな施設の方との情報共有であったり、そこから制度について広めてもらったりという運用の仕方のところで、連絡会議なり説明会なりの開催は、始まってからでいいと思うが、課題としては大きいのではないかと思う。

あとは見せ方について。もし、自分が申請を出すという場合は分かりにくいくらいがあるな、というのと、出すことによって、拠り所の部分と、実務的にここがメリットの部分、が出せると、よりいいものになるのでは。拠り所の部分とメリットの部分、見せ方の整理、については民間のサービスも含めて出せるといいのかなと思っている。内容については問題ないと思うので、運用の部分を煮詰める段階だと。

【事務局】制度の内容についてどう連携していくか、について、こちらとしてもまだ検討段階である。民間のサービスは市のほうで具体的には出せないところもある。

【小菅委員】そこは民間のほうで対応してもらえばいい。逆に言うと市がこのような制度を行っているので、うちはこれを使えます、と民間から言われるよう、市から情報提供をすることが大事だと思っている。

現時点だと、例えば民間でこれができて、うちもこれを使ったら客層を拡大できるかも、という情報として流れているか。

【事務局】既に生命保険会社等、この制度を使ってサービスを始めているところもある。また、県立病院については、岩手県で既に対応をしている。

【事務局】今回の制度制定は要綱で定めることとしている。ある程度は柔軟に対応できることもあるので、宣誓を出した方々から話を伺って、実際事例が出てきた時に、必要に応じて内容も整備していく。行政サービスについては、ガイドブックにはセットせずに、随時変更できるようにホームページ等に掲載していくこととしている。

【赤崎委員】若い方を想定されている部分が大きいのかなと思うが、実際に制度を利用する場面として、例えば入院した場合とか施設に入所した場合とか、実際の生活の場面で利用できるように、制度について認識してもらうために講習会とか受けさせていただいて、広く制度が認知されるような取組を行ったほうがいいと感じた。

【万城目会長】確かに皆さん知っていないと。施設、病院は実際に制度を利用したい場面だと思うので、その辺りも周知していいと思う。

【事務局】先ほど八幡委員におっしゃっていただいたようなチラシ等を作成して周知したい。

【八幡委員】事実婚の人は、なかなか証明できるものがないので、こういう制度があるから相談してみてと、周知もすることもできると思うので、チラシの作成等について検討いただきたい。

【万城目会長】今日は皆さんからたくさんの御意見をいただいた。今後は広報に掲載してパブリックコメントを行うことになる。

【事務局】万城目会長から御説明があったとおり、本日いただいた意見を整理して若干修正させていただき、3/27～4/17までパブリックコメントを実施する予定としている。パブリックコメントで頂戴した意見が制度の根幹に関わる部分ではなければ、事務局と万城目会長にお任せいただき最終案とさせていただき、大きな変更等がなければ、5月1日からの導入としたい。

【事務局】本日はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入ということで、大変活発な意見をいただいた。この制度は昨年策定したかまいし男女共同参画推進プランの基本目標の一つで「誰もが互いに人権を尊重しあえる社会の形成」というところに位置づけられている。そのプランの実行、実現というもので、今回の制度を導入したいところである。

この制度を作つて終わりではなく、最も大事なのはそれを市民の皆さんに広く理解してもらえるということ。マイノリティの方でなかなか出て来れなかつた人も出てきやすくなるような環境づくりをしないと意味がないことだと感じている。

この制度を作つて今後どのように周知するとか、職員もきちんと窓口で対応できるか、釜石市は市民全員がこういったことを理解しているから制度を利用していただく、というような社会づくりになるのが最終的な目標なんだろうと、改めて今日の協議会で委員の皆さんのお意見を聞きながら感じているところである。今後とも委員の皆さんのお理解、お協力を願いしたい。

11：10閉会